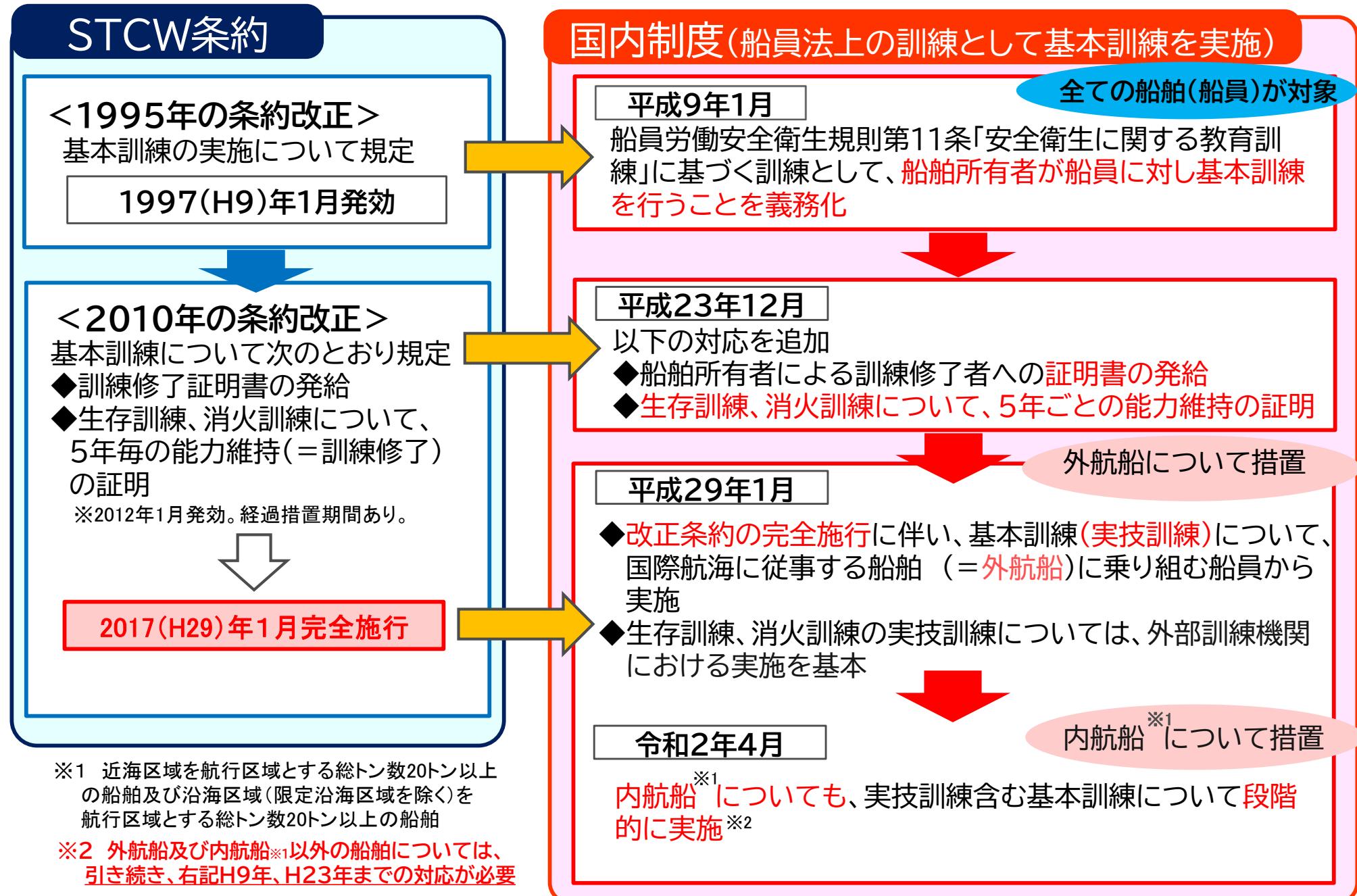


改正船員法に基づく基本訓練について

国土交通省 海事局
令和8年1月



基本訓練に係る国内の対応(これまでの経緯)



海上労働の安全衛生の確保に関する基本訓練等の義務付け等

概要

- 基本訓練は、万が一船舶に急迫した危険がある場合に命を守るために必要な教育訓練として、我が国が批准しているSTCW条約において実施が求められており、「生存訓練」「消火訓練」「応急訓練」「安全社会訓練」の4つがある。商船では、「生存訓練」「消火訓練」について、実技講習での実施と、5年毎の能力維持証明が必要であるが、現行において、船員労働安全衛生規則第11条と、その運用により実施してきたところ。
- 今般、STCW-F条約の国内担保に合わせて、基本訓練に関する法律上の位置づけを明確にするため、船員法を改正し、「雇入契約締結時における基本訓練の実施義務」と、「特定の船員(※次頁)の雇入契約締結時における実技講習の実施義務」を課すこととした(新船員法第81条の2～第81条の5)。
- また、「生存訓練」「消火訓練」の実技講習を行う機関を登録制とした(新船員法第83条の2～第83条の19)。
- STCW-F条約が日本国について効力を生ずる日から適用(令和8年2月14日)。

①生存訓練(個々の生存技術)

- 1) 船舷から水面への安全な飛び降り方に関すること
- 2) 救命いかだ(艤装品を含む)、救命胴衣、信号装置及び救命用の無線設備の使用方法に関すること



救命胴衣の着用と訓練



安全な水中への飛び込み

②消火訓練(防火及び消火)

- 1) 火災の化学的性質に関すること
- 2) 火災の消火活動及び消防設備の使用方法に関すること
- 3) 火災現場における救助活動に関すること



消火器の使用と消火



煙充満の閉鎖区域での救助等

③応急訓練(初步的な応急手当)

- 1) 負傷者に対する応急処置に関すること
- 2) 人体の構造及び機能に関すること

④安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

- 1) 船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態の対応に関すること
- 2) 避難路並びに船内通信及び警報装置に関すること
- 3) 船内における作業の安全に関すること
- 4) 海洋汚染の防止に関すること
- 5) 船員の疲労の軽減に関すること
- 6) 船内における効果的なコミュニケーションに関すること
- 7) 船内における暴力、いじめ及びハラスメントの防止対策に関すること

漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員

上記に加え、

- 1) 漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置に関すること
 - 2) 漁ろう設備及び漁具の安全な使用方法に関すること
- ※上記7)を除く。

改正船員法に基づく基本訓練等の義務付け

基本訓練・実技講習の実施内容及び実施主体

【① 特定雇入契約以外の雇入契約の対象船員(②以外)】

生存訓練	消火訓練	応急訓練	安全社会訓練
座学	座学	座学	座学

基本訓練は
船舶所有者が実施

【② 特定雇入契約の対象船員(※)】

生存訓練	消火訓練	応急訓練	安全社会訓練
実技	実技	座学	座学

実技講習は
登録実技講習機関が実施

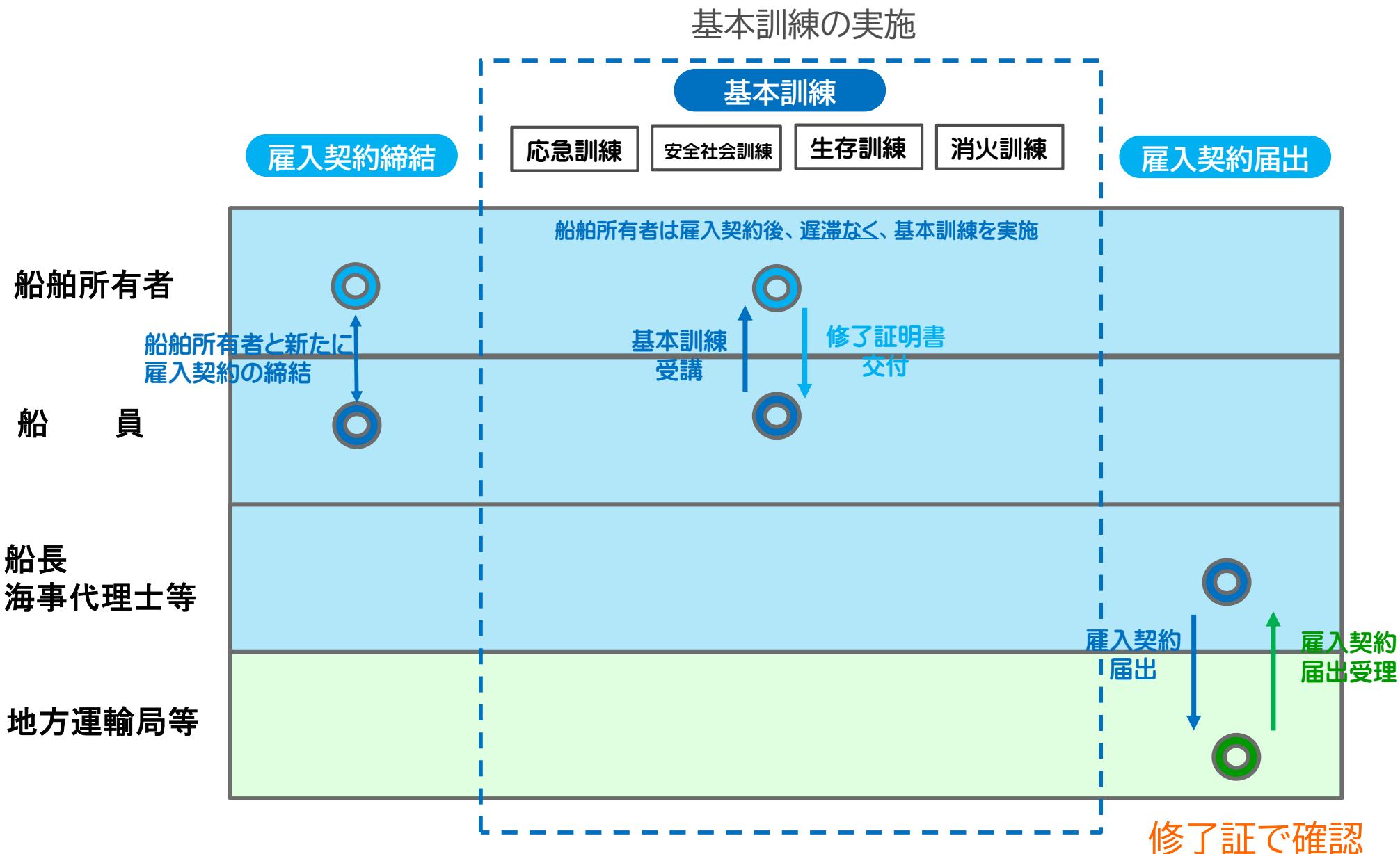
(船舶所有者自ら実施する場合も要登録)

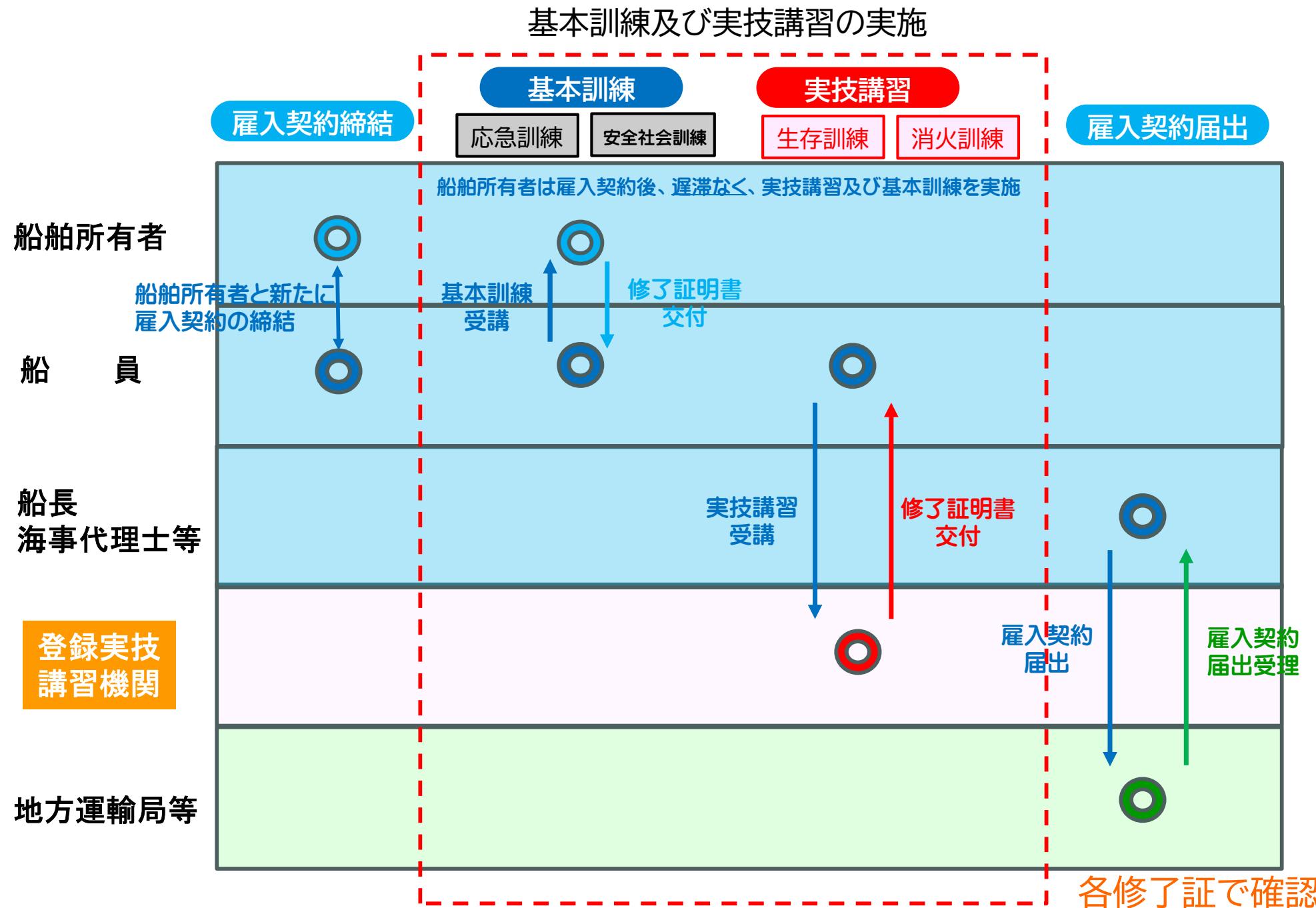
基本訓練・実技講習の対象船舶及び船員

		① 全船員 (②以外)	② 特定の船員
漁ろうに従事する船舶以外※	(外航)	船員法適用の 全ての 船舶・船員	沿海以遠(限定沿海を除く) を航行する20トン以上の船 舶に乗り組む、安全又は汚染 防止任務に指名される船員 (船内における防火部署又は 退船部署に指名される船員)
	(内航)		上記船員であって、下記いづ れかに該当する船員 ・海技免状を受有し職員とし て乗り組む者 ・航海当直部員として乗り組 む者 ・危険物等取扱責任者とし て乗り組む者
			無限定水域(EEZ外)におい て航行する国際総トン数300 総トン以上の漁船に乗り組む 全ての漁船員

※ 第三種漁船(漁船特殊規則第5条第4号又は第5号に掲げる業務に
従事する船舶をいう。)を含む

特定雇入契約以外における基本訓練実施の手続きの流れ





内航船員の実技講習に係る一定の期間中の取扱い

- ✓ 内航船に乗り組む船員に係る実技講習については、登録実技講習機関での受講者の集中を避けるため、各船員の**船員手帳の有効期間の満了日に応じて、登録実技講習機関での実技講習の修了期限を次のとおり設定。**

近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		実技講習の修了の期限
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2027年3月31日まで

注) **2022年4月1日以降に新たに船員手帳を受有した船員は、雇入れ契約締結後に遅滞なく実技講習を受講させる必要がある。**

沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員

船員手帳の有効期間の満了日		実技講習の修了の期限
2026年4月1日～2028年3月31日	⇒	2026年3月31日まで
2028年4月1日～2030年3月31日	⇒	2027年3月31日まで
2030年4月1日～2032年3月31日	⇒	2028年3月31日まで
2032年4月1日～2034年3月31日	⇒	2029年3月31日まで

注) **2024年4月1日以降に新たに船員手帳を受有した船員は、雇入れ契約締結後に遅滞なく実技講習を受講させる必要がある。**

- ✓ 登録実技講習機関での円滑な受講のため、各船員の海技免状の受有状況等によって、登録実技講習機関での実技講習の修了期限を次のとおり設定。

基本訓練(座学)を修了している船員

(イメージ)
現役船員

海技免状を受有している職員・部員

海技免状を受有していない部員

特例期間

令和8年2月14日以降、
2回目の海技免状の有効期間満了日まで
(最短:5年、 最長:10年)

令和8年2月14日から
5年間

上記以外の船員

(イメージ)
新規就業者

特例期間

令和8年2月14日から
3年間

雇入れの前の5年以内に
水産高校等で登録海技免許講習
(救命講習及び消火講習)を受講している場合、
その受講日から5年間